

別 表

事業名	事業タイプ	事業実施主体	対象経費	取組主体	補助率 (交付上限)	重要な変更	
						経費の配分の変更	事業の内容の変更
みやぎの農業多様な人材活躍推進事業交付金	新農業人, 中小規模・家族経営体等活躍支援事業						
	機械・施設等の導入・改修等支援 (ハード支援)	市町村	市町村長の認定を受けた事業実施計画を実施するために必要な機械・施設等の導入・改修等に要する経費(※1)	地域農業の維持・発展の観点で, 市町村が当該地域の担い手と見込む新農業人又は中小規模・家族経営体(※2)	1/3以内(※3) 交付上限: 2,000千円	1 事業費の30%を越える減少 2 県補助金の増額を伴う事業費の増加	1 事業実施主体の変更 2 事業の新設又は廃止 3 構造又は能力等の変更(事業量の20%を越える増減)
	試験栽培, 販路拡大等の取組支援 (ソフト支援)	新農業人	知事の認定を受けた事業実施計画を実施するために必要なソフト面の取組に要する経費	事業実施主体と同じ	定額 交付上限: 300千円		
	多様な人材確保支援事業						
	労働環境整備支援	農業法人, 認定農業者, 認定新規就農者, 集落営農, 人・農地プランに位置付けられた地域の中心となる経営体, 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けた者等	知事の認定を受けた事業実施計画を実施するために必要な環境改善, スキルアップ, 福利厚生改善等に要する経費	事業実施主体と同じ	定額 交付上限: 200千円		
	スキルアップ支援				1/3以内 交付上限: 200千円(※4)		
	借上住宅家賃支援				1/3以内 交付上限: 1,000千円		
	雇用創出環境整備支援		知事の認定を受けた事業実施計画を実施するために必要な機械・施設等の整備等に要する経費(※1)				

※1 中古の機械及び施設等については, 取得時点で耐用年数が3年以上であること

※2 人・農地プランに位置付けられた中心経営体, 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けた者のいずれにも該当しないこと

※3 市町村等他の補助額等が, 総事業費から県補助額を除いた自己負担額を超えた場合, その超過分を県補助額から除外

※4 対象となる家賃は最大12か月分が上限